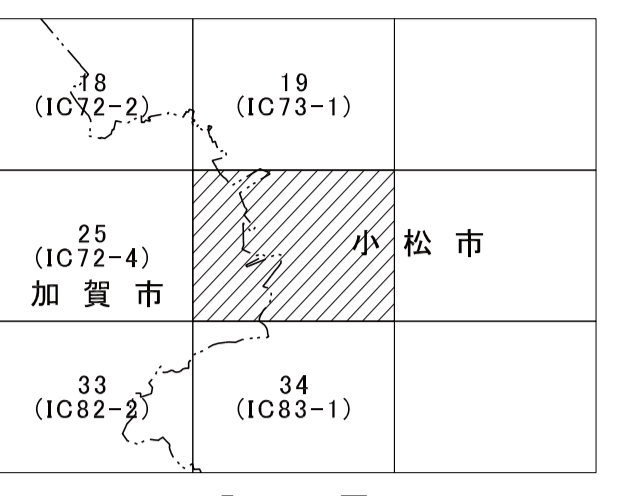


# 加賀市 都市計画基本図

1:2,500  
26 (VII-IC 73-3)

19 (IC73-1)

26  
(VII-IC 73-3)



記号

	△ 37.2 三角点		三 角 点
	□ 25.62 水溝点		水 溝 点
	○ 42.3 境界点		界 限 点
	▽ 35.6 境界点		界 限 点
	■ 25.72 境界点		界 限 点
	◇ 37.21 境界点		界 限 点
	◇ 12.3 境界点		界 限 点
	◇ 15.6 境界点		界 限 点

◎	官公署	**	門
△	銀行	□	扉門
△	事務所	△	標
△	裁判所	△	本陣
△	郵便局	△	立
△	郵便局	△	立
△	森林管理署	△	跡
X	災害・駐在所	△	跡
△	消防署	△	跡
△	職業安定所	△	跡
○	法務省支庁事務所	△	跡
□	神社	△	跡
△	神社	△	跡
△	寺	△	跡
△	キリスト教	△	跡
△	学校	△	跡
△	幼稚園・保育園	△	跡
△	公民館・公民館	△	跡
△	老人ホーム	△	跡
△	保健所	△	跡
△	病院	△	跡
△	銀行	△	跡
△	信用金庫	△	跡
△	農産物	△	跡
△	火災	△	跡
△	工業	△	跡
△	電線	△	跡
△	通信ケーブル	△	跡
△	ケーブルテレビ	△	跡
△	地下鉄・地下道	△	跡
△	地下道	△	跡
△	地下道	△	跡

	主要幹線		二次幹線
	主要幹線		二次幹線
	主要幹線		二次幹線
	主要幹線		二次幹線
	主要幹線		二次幹線
	主要幹線		二次幹線

	田		住宅
	畑		住宅
	きりたんぼ		住宅
	ハイナシ		住宅
	ブルーベリー		住宅
	茶畑		住宅
	森林		住宅
	森林		住宅
	森林		住宅

	大 橋		大 橋
	大 橋		大 橋
	大 橋		大 橋
	大 橋		大 橋
	大 橋		大 橋
	大 橋		大 橋

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第VII座標系（平面直角座標値は世界測地系による）  
投影は横メルカトル図法  
図面に表示してある座標値はキロメートル単位で表示し、5キロメートル間隔  
高さの基準は東京湾の平均海面  
等高線の間隔は2メートル

26  
(VII-IC 73-3)

日本海航測株式会社調製

平成13年測量  
平成24年修正  
1.平成11年 8月撮影空中写真  
2.平成13年 1月現地調査  
3.平成23年 9月撮影空中写真  
4.平成24年 3月現地調査

34 (IC83-1)

1:2,500

「この測量成果は、国土院院長の承認及び内容を併せて国府庁長の承認及び測量成果を使用して得たものである（測量法） 第11条第3項、第4項」  
「この測量成果は、国土院院長の承認及び内容を併せて国府庁長の承認結果を使用して得たものである（測量法） 第23条第1項、第7項」

制作・発行所 加賀市  
〒920-8500 加賀市